

## 愛知県地域保健医療計画の進捗状況について

(平成 28 年度とりまとめ分)

愛知県地域保健医療計画（計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度）に掲げている 26 項目の目標の進捗状況は次のとおり。

○ 目標を達成したもの (A)	8 項目 〈 3 項目〉
○ 計画策定時より改善したもの (B)	14 項目 〈17 項目〉
○ 計画策定時から横ばいのもの (C)	2 項目 〈 4 項目〉
○ 計画策定時より下回っているもの (D)	1 項目 〈 1 項目〉
○ 未調査のもの (E)	1 項目 〈 1 項目〉

※ 〈 〉 は平成 27 年度とりまとめ分

項目	目標	直近値	計画策定時	進捗	今後の取組等
がん対策	がん年齢調整死亡率 (注 1) (75 歳未満) (人口 10 万対)  男性 95.6 女性 52.6	(平成 26 年) 男性 96.2 女性 58.9	(平成 22 年) 男性 107.1 女性 61.3	B 〈B〉	喫煙対策や様々ながんの予防につながる生活習慣の知識普及、がん検診の受診率向上のための啓発活動、県内医療機関のがん医療の機能に関する情報提供、がん検診に関する専門研修や市町村に対する精度管理のための技術的助言、がん診療連携拠点病院を中心とした診療体制・相談支援体制の充実など、引き続き総合的な対策を推進していく。
	全てのがん診療連携拠点病院等に緩和ケアチームを設置 (26 病院) ※計画策定時は 23 病院	(平成 28 年 9 月) 14 病院	(平成 24 年 10 月) 9 病院	B 〈B〉	がん診療連携拠点病院等が行う緩和ケア研修の実施支援、がん診療連携拠点病院に対する補助事業、県の拠点病院である愛知県がんセンター中央病院による拠点病院の医療従事者に対する研修などを通じて、がん診療連携拠点病院等の緩和ケア提供機能の充実を図っていく。
	全てのがん診療連携拠点病院等で外来緩和ケア管理料 (注 2) を算定 (26 病院) ※計画策定時は 23 病院	(平成 28 年 9 月) 15 病院	(平成 24 年 10 月) 9 病院	B 〈B〉	
脳卒中対策	脳血管疾患年齢調整死亡率 (人口 10 万対)  男性 38.0 以下 女性 24.0 以下 (目標年度：平成 34 年度)	(平成 25 年) 男性 39.7 女性 22.8	(平成 22 年) 男性 47.1 女性 26.9	B 〈B〉	目標の達成には、疾患の発症予防・重症化予防に向け、県民一人ひとりが個々の健康状態にあった健康づくりに取り組んでいただくよう県民の理解を深める必要があるため、地域における健康課題に対する具体的な取組への支援や、特定健診・特定保健指導従事者に対する研修会の継続実施など、引き続き総合的な対策を推進していく。
急性心筋梗塞対策	虚血性心疾患年齢調整死亡率 (人口 10 万対)  男性 26.0 以下 女性 13.0 以下 (目標年度：平成 34 年度)	(平成 23 年) 男性 30.7 女性 14.5	(平成 22 年) 男性 33.5 女性 15.4	B 〈B〉	目標の達成には、疾患の発症予防・重症化予防に向け、県民一人ひとりが個々の健康状態にあった健康づくりに取り組んでいただくよう県民の理解を深める必要があるため、地域における健康課題に対する具体的な取組への支援や、特定健診・特定保健指導従事者に対する研修会の継続実施など、引き続き総合的な対策を推進していく。
糖尿病対策	糖尿病腎症による年間透析導入患者数 (人口 10 万対)  11.0 人以下 (目標年度：平成 34 年度)	(平成 25 年) 11.8 人	(平成 22 年) 12.2 人	B 〈B〉	今後、高齢化の進展に伴い、糖尿病有病者数の増加が予想されることから、地域における健康課題に対する具体的な取組への支援や、糖尿病予防のための指導者研修会や特定健診・特定保健指導従事者に対する研修会の継続実施など、引き続き総合的な糖尿病対策を推進していく。

項目	目標	直近値	計画策定時	進捗	今後の取組等
精神保健医療対策	G-P ネット登録数（注3） 精神科診療所 50 か所 一般診療所 300 か所	（平成 28 年 4 月） 精神科 41 か所 一般 188 か所	（平成 24 年 10 月） 精神科 8 か所 一般 60 か所	B 〈B〉	引き続き関係機関にG-P ネット周知を図る。
	児童・思春期病床の整備 59 床	（平成 28 年 4 月） 12 床	（平成 24 年 10 月） 12 床	C 〈C〉	平成 30 年度までに地域医療再生基金を活用して心身障害者コロニー（医療療育総合センター（仮称））に児童精神科（12 床）を整備予定。 また、平成 29 年度までに精神医療センターに児童・思春期病床（22 床）を、平成 30 年度までに地域医療再生基金を活用して心身障害者コロニー（医療療育総合センター（仮称））に同病床（25 床）を整備予定。
	認知症疾患医療センター（又は認知症の鑑別診断を行える医療機関の整備） 11 か所	（平成 28 年 4 月） <b>12 か所</b> 〈10 か所〉	（平成 25 年 3 月） 7 か所	A 〈B〉	未指定の医療圏（尾張中部、東三河北部）においては、近隣医療圏で対応している状況であるが、連携型等の設置が必要であるか調査していく。
	1 年未満の入院者の平均退院率 76% （目標年度：平成 26 年度）	（平成 27 年度） <b>76.5%（概数値）</b> 〈73.9%〉	（平成 22 年度） 74.7%	A 〈C〉	平成 28 年度設置の「精神障害者地域移行支援検討ワーキンググループ」における検討結果等も踏まえて、引き続き地域移行支援体制の確立を図っていく。
歯科保健医療対策	80 歳（75～84 歳）で 20 本以上の自分の歯を有する者の割合 50%（目標年度：平成 34 年度）	（調査結果集計中）	（平成 24 年） 40.7%	E 〈E〉	「愛知県歯科口腔保健基本計画」の中間評価（平成 29 年度実施）の結果を踏まえ、県民の健康で質の高い生活の実現のため、ライフステージに沿った歯科疾患対策（むし歯、歯周病）及び口腔機能の維持・向上に関する施策を推進していく。
	在宅療養支援歯科診療所（注4）の割合 15%（目標年度：平成 34 年度）	（平成 28 年 12 月） 12.9%	（平成 24 年 11 月） 5.6%	B 〈B〉	在宅歯科医療の向上のための研修事業等を引き続き実施し、在宅歯科医療に取り組む人材の育成等に努めていく
	障害者支援施設及び障害児入所施設での歯科検診実施率 100%（目標年度：平成 34 年度）	（平成 27 年度） 49.3%	（平成 23 年度） 37.3%	B 〈B〉	障がい者（児）が定期的に歯科検診が受診できるよう、障害児入所施設での歯科検診に係る補助を継続していくとともに、すべての歯科医療関係者が口腔ケアサポートに取り組める体制づくりを進める。
救急医療対策	救命救急センターの整備 2 次医療圏に原則として複数設置	（平成 27 年 10 月） 22 か所 *複数設置 6 医療圏	（平成 24 年 4 月） 18 か所 *複数設置 5 医療圏	B 〈B〉	2 次医療圏の救急医療の状況を踏まえ、救命救急センターの指定を行い、第 3 次救急医療体制の確保を図っていく。
災害医療対策	新たな指定要件（注5）を満たす災害拠点病院数 36 病院	（平成 28 年 4 月） 26 病院	（平成 24 年 4 月） 9 病院	B 〈B〉	国庫補助金等を活用した施設・設備整備に対する助成等を通じて、災害拠点病院の施設、設備の充実、機能の強化を図っていく。

項目	目標	直近値	計画策定時	進捗	今後の取組等
周産期医療対策	総合周産期母子医療センターの整備 名古屋・尾張地区でさらに整備 東三河地区で1か所の整備	(平成28年4月) 名古屋・尾張4か所 東三河1か所	(平成24年4月) 名古屋・尾張3か所 東三河0	A (A)	目標は達成したが、周産期医療体制充実のため、さらなる整備を検討していく。
	MFICUの整備 名古屋・尾張地区でさらに整備 東三河地区で6床の整備	(平成28年4月) 名古屋・尾張33床 東三河6床	(平成24年4月) 名古屋・尾張21床 東三河0床	A (A)	目標を達成し、今後は地域の産科医療機関と周産期母子医療センターとの間で妊婦や新生児の受入調整を行うネットワークである周産期医療情報システムを活用し、MFICUの効率的な運用を図っていく。
	NICUの整備 150床(目標年度:平成25年度) 180床～210床程度(目標年度:平成27年度)	(平成28年4月) 159床	(平成24年4月) 144床	B (B)	周産期医療を提供する病院に対し、補助制度を活用し、NICUの整備を推進するよう働きかけていく。
小児医療対策	小児集中治療室(PICU)の整備 22床以上	(平成28年4月) <b>22床</b> (6床)	(平成24年4月) 2床	A (B)	目標は達成したが、県内の小児救急医療をより充実したものになるように検討していく。
	小児救命救急センターの整備 1施設	(平成28年4月) <b>1施設</b> (0施設)	(平成24年4月) 0施設	A (C)	目標は達成したが、県内の小児救急医療をより充実したものになるように検討していく。
へき地保健医療対策	代診医等派遣要請に係る充足率 100%	(平成27年度) 充足率 99.2% (125件の要請に対し、124件の派遣)	(平成23年度) 充足率 99.0% (96件の要請に対し、95件の派遣)	C (C)	へき地医療支援機構(がんセンター愛知病院内)において、平成27年度は1件のみ派遣要請に応えられなかった。今後も100%の充足を目指して派遣調整を進めていく。
在宅医療対策	在宅療養支援診療所(注6) 780か所	(平成28年9月) 748か所	(平成24年1月) 589か所	B (B)	引き続き、在宅医療サポートセンターにより、在宅医療提供体制の充実・強化を図る。
	訪問看護ステーション数 400か所	(平成28年4月) 536か所	(平成24年4月) 339か所	A (A)	訪問看護ステーション数は4年間で197か所増加し、目標を達成したが、在宅医療を担う訪問看護ステーションに対する需要は益々高まると見込まれることから、次期計画改定時に新たな目標値を検討していく。
地域医療支援病院の整備目標	地域医療支援病院数 2次医療圏に1か所以上	(平成28年9月) 8医療圏 20病院	(平成25年3月) 7医療圏 15病院	B (B)	平成28年9月に刈谷豊田総合病院を新たに承認し、地域医療支援病院数は19病院から20病院に増加した。 地域医療支援病院の整備が早急に見込まれない医療圏が4医療圏あるが、地域における病診連携の推進を図り承認要件に適合するよう、他病院の承認の取り組みを紹介する等、承認申請への支援をしていく。

項目	目標	直近値	計画策定時	進捗	今後の取組等
移植医療対策	骨髄ドナー新規登録者 年間 1,300 人	(平成 27 年度) 997 人	(平成 23 年度) 年間 1,098 人	D (D)	平成 27 年 1 月から、県内の献血ルームにおいて、NPO 団体の協力を得て、休日にドナー登録受付の呼びかけを行ったところ、平成 27 年度の 新規ドナー登録者は、4 年ぶりに増加に転じた。 引き続き、この呼びかけを行うとともに、保健所定期登録窓口を設置し、また市町村の健康まつりなどを利用した保健所主体の特別登録会を積極的に開催し、県民への普及啓発を通じ、若年層の新規登録者の確保に努めていく。
医薬分業の推進対策	医薬分業率 60%以上	(平成 27 年度) <b>61.1%</b> (59.9%)	(平成 23 年度) 55.7%	A (B)	平成 27 年 10 月に厚生労働省が「患者のための薬局ビジョン」を策定し、現在の薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編する道筋が提示された。 今後は「愛知県医薬分業推進基本方針」を見直し、国の動向を注視しつつ、薬局・薬剤師の将来ビジョン、患者本位の医薬分業の実現に向けた施策を進めていく。

**注 1 年齢調整死亡率**

当該年の人口動態統計死亡数を当該年の国勢調査人口で除した年齢階級別粗死亡率及び基準人口（昭和 60 年の国勢調査人口を基に補正した人口）を用いて、次式で求められる。単位はすべて人口 10 万対で表章している。

$$\begin{array}{l}
 \text{都道府県別} \\
 \text{(死因別)} \\
 \text{年齢調整死亡率}
 \end{array}
 = \frac{
 \begin{array}{l}
 \left[ \begin{array}{l}
 \text{都道府県別} \\
 \text{年齢 5 歳階級別} \\
 \text{(死因別) 粗死亡率}
 \end{array}
 \times \begin{array}{l}
 \text{基準人口の} \\
 \text{当該年齢階級} \\
 \text{の人口}
 \end{array}
 \right]
 \end{array}
 \text{の各年齢階級の総和}
 }{
 \text{基準人口の総数}
 }$$

**注 2 外来緩和ケア管理料**

がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者に対して、当該患者の同意に基づき、緩和ケアチームが外来で緩和ケアに関して必要な診療を行った場合に算定する。

**注 3 G-P ネット**

一般医（General Physician）と精神科医（Psychiatrist）の連携システムで、地域のかかりつけ医が、うつ病などの精神疾患が疑われる患者を見つけた場合に、患者の症状等を入力して、精神科の診療所や病院に一斉メールを行い、メールを受けた精神科の医療機関は、患者受入れ可能な場合は返信することで、患者を円滑に紹介する。

**注 4 在宅療養支援歯科診療所**

後期高齢者の在宅又は社会福祉施設における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所。

**注 5 新たな指定要件**

東日本大震災で明らかになった課題を踏まえ、DMA T の保有及び災害発生時の DMA T や医療チームの受入体制、衛星電話の保有、3 日分程度の食料等の備蓄、電源確保（通常時の 6 割程度の発電容量の自家発電装置、自家発電装置の 3 日分程度の燃料備蓄）等、指定要件が強化された。

**注 6 在宅療養支援診療所**

在宅で療養している患者に対し、緊急時の連絡体制及び 24 時間往診できる体制等を確保している診療所。